

社会保険

あいち



〇-----
とじて保管しましょう
-----〇

織田信長戦地本陣跡（新城市）

《今月の主な内容》

- 短時間労働者に対する社会保険適用拡大Q & A
- 社会保険における「報酬」・「賞与」の考え方について
- 第三者による行為でケガをしたときは協会けんぽにご連絡ください
- 工作中・通勤途中のケガ等は健康保険を使用できません
- コラム ～日本の健康・世界の健康～
- 「年金制度等事務講習会」開催のお知らせ
- 社会保険健歩大会(ウォーキング)開催のお知らせ

〔 事業所の名称や所在地を変更されました際には、「事業所名称・所在地等変更届」を愛知県社会保険協会へご提出くださいますようお願いいたします。〕

〔 なお、届書の様式は愛知県社会保険協会のホームページに掲載しております。〕

No. **565**

2024年9月

(隔月発行)

職場内で回覧しましょう

短時間労働者に対する社会保険適用拡大Q&A

令和6年10月から、厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等（現在は被保険者数が101人以上の企業等：「特定適用事業所」と言います。）で働く以下の要件にすべて該当する短時間労働者の方は、社会保険の加入が義務化されます。

短時間労働者の加入要件

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
- 学生ではない

令和6年10月からの適用拡大について、代表的なQ&Aをお示しします。

Q. 使用される被保険者の総数が常時50人を超えるか否かの判定は、適用事業所ごとに行うのか？

A. 使用される被保険者の総数が常時50人を超えるか否かの判定は企業ごとに行いますが、具体的には以下のいずれかの考え方で判定します。

- ① 法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が常時50人を超えるか否かによって判定します。
- ② 個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が常時50人を超えるか否かによって判定します。

Q. 「被保険者の総数が常時50人を超える」において、被保険者はどのような者を指すのか？適用拡大の対象となる短時間労働者や70歳以上で健康保険のみ加入している被保険者は対象に含めるのか？

A. 特定適用事業所に該当するか判断する際の被保険者とは、適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数（共済組合員たる厚生年金保険の被保険者を含む。）になります。

そのため、適用拡大の対象となる短時間労働者や70歳以上で健康保険のみ加入しているような方は対象に含めません。

Q. 「被保険者の総数が常時50人を超える」とは、どのような状態を指すのか？どの時点で常時50人を超えると判断することになるのか？

A. 「被保険者の総数が常時50人を超える」とは、

- ① 法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が12カ月のうち、6カ月以上50人を超えることが見込まれる場合を指します。
- ② 個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が12カ月のうち、6カ月以上50人を超えることが見込まれる場合を指します。

Q. 最初の雇用期間が2カ月以内である場合は、当該期間を超えて使用されることが見込まれることとして取り扱われることはないのか？

A. 最初の雇用契約の期間が2カ月以内であっても、次の(ア)又は(イ)に該当する場合は、「2カ月以内の雇用契約が更新されることが見込まれる場合」に該当するものとして、最初の雇用期間に基づき使用され始めた時に被保険者の資格を取得することになります。

(ア) 就業規則や雇用契約書その他の書面において、その雇用契約が「更新される旨」又は「更新される場合がある旨」が明示されていること。

(イ) 同一の事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が、契約更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績があること。

ただし、(ア)又は(イ)に該当する場合であっても、2カ月以内で定められた最初の雇用契約の期間を超えて使用しないことについて労使双方が合意^(※)しているときは、「2カ月以内の雇用契約が更新されることが見込まれる場合」には該当しないこととして取り扱います。

(※) 書面による合意（メールによる合意も含む。）が必要となります。

Q. 所定内賃金が月額8.8万円以上かの算定対象となる賃金には、どのようなものが含まれるのか？

A. 所定内賃金が月額8.8万円かの算定対象は、基本給及び諸手当で判断します。
ただし、以下の①から④までの賃金は参入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- ② 1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- ③ 時間外労働に対して支払われる賃金、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金等）
- ④ 最低賃金において参入しないことを定める賃金（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）

社会保険における「報酬」・「賞与」の考え方について

社会保険における「報酬」・「賞与」（以下「報酬等」という。）の考え方についてお知らせします。

◎ 報酬等の基本的な考え方

「報酬等」は、厚生年金保険法、健康保険法において「労働者が、労働の対償として受けるすべてのもの」と規定されており、労働の対償として経常的かつ実質的に受けるもので、被保険者の通常の生計に充てられるすべてのものを包含します。

「報酬等」に該当するか否かは、手当の名称等で判断するのではなく、手当の内容に基づき判断することとなります。具体的には、下表の考え方に照らして「報酬等」に該当するか否かを判断します。ご不明な点があれば管轄の年金事務所にご相談ください。

| | 考 え 方 | 例 |
|---|---|------------------------------------|
| ① | 現実に提供された労働に対する対価に加え、給与規程等に基づいて使用者が経常的（定期的）に被用者に支払うものは、「報酬等」に該当する。労働の提供と対償の支払が時間的に一致する必要はなく、将来の労働に対するものや、病欠欠勤中や休業中に支払われる手当であっても労働の対償となり、「報酬等」に該当する。また、雇用契約を前提として事業主から食事、住宅等の提供を受けている場合（現物給与）も「報酬等」に含まれる。 | 賃金、給料、俸給、賞与、インセンティブ、通勤手当、扶養手当、休業手当 |
| ② | 労働の対償として受けるものでないものは、「報酬等」に該当しない。 | 傷病手当金、労働者災害補償保険法に基づく休業補償、解雇予告手当 |
| ③ | 事業主が負担すべきものを被保険者が立て替え、その実費弁償を受ける場合、労働の対償とは認められないため、「報酬等」に該当しない。 | 出張旅費、赴任旅費 |
| ④ | 事業主が恩恵的に支給するものは労働の対償とは認められないため、原則として「報酬等」に該当しない。 | 見舞金、結婚祝い金 |
| ⑤ | 恩恵的に支給するものであっても、労働協約等に基づいて支給されるもので、経常的（定期的）に支払われる場合は、「報酬等」に該当する。 | 傷病手当金と給与の差額補填を目的とした見舞金 |
| ⑥ | 労働の対償として支給されるものであっても、被保険者が常態として受ける報酬以外のものは、「報酬等」に含まれない（支給事由の発生、支給条件、支給額等が不確定で、経常的に受けるものではないものは、被保険者の通常の生計に充てられるものとは言えないため）。ただし、これに該当するものは極めて限定的である。 | 大入袋 |

第三者による行為

でケガをしたときは
協会けんぽにご連絡ください

交通事故などによるケガで、健康保険を使用して治療を受ける場合は、協会けんぽへ「第三者行為による傷病届」を提出してください。
健康保険で治療費を立て替え、その費用を加害者に請求します。

第三者行為による傷病届等についての詳細はこちら



例えばこんな時…

交通事故に
あった



暴力や傷害
行為を受けた



他人が飼育する
ペットにかまれた

第三者行為によるケガで健康保険を使用する際の流れ

1 事故にあったら、警察に届け出て、相手を確認

2 協会けんぽへ「第三者行為による傷病届」を提出

3 医療機関に健康保険で受診

4 協会けんぽが負担した費用を加害者に請求



相手方と示談する前に必ず協会けんぽにご連絡ください

示談の内容によっては、健康保険が使えなくなる場合があるため、示談する前に必ず協会けんぽへご相談ください。



負傷原因の照会にご協力をお願いいたします

健康保険証を使用してケガの治療を受けた場合、第三者行為にあたらなくても、「業務上ではないか」「交通事故や暴力によるケガではないか」の確認のため後日照会文書をお送りしています。文書が届きましたら、「負傷原因回答票」を必ずご返送いただきますようお願いいたします。

医療機関の受診はマイナ保険証で

医療機関や薬局での受診の際には、ぜひ、マイナ保険証で受診をお願いいたします。

令和6年12月2日以降、新たに健康保険証は発行されません。発行済みの健康保険証については、令和7年12月1日まで従来通り使用できるよう、経過措置が設けられます。

マイナ保険証の制度や使用方法、マイナ保険証をお持ちでない場合について動画で案内しています。二次元バーコードからご覧ください。



「**仕事**中」「**通勤**途中」のケガ等は健康保険を使用 できません

仕事や通勤途中に負ったケガ等の治療には、健康保険を使用することができません。医療機関を受診する場合は、負傷した原因を必ず伝え、労災保険による給付を受けてください。

業務上
(仕事・通勤途中)

労災保険

業務外
(私生活中)

健康保険

例えばこんな時は健康保険は使用できません

通勤途中に駅の階段でころんだ



長時間炎天下の屋外で作業をして熱中症になった



仕事はしごから転落した



出張先で自損事故を起こした



お近くの労働基準監督署にご相談ください

仕事・通勤途中のケガが業務上災害・通勤災害にあたるかどうかは、労働基準監督署にて判断されます。



業務上災害・通勤災害にもかかわらず誤って健康保険証を使用した場合は、協会けんぽにお問い合わせください

※ただし、被保険者数が5人未満である適用事業所に使用される法人の役員であって、一般の従業員が従事する業務と同一である業務を遂行している場合において、その業務に起因するケガ等に対しては、健康保険が使用できます。

記載の内容は、協会けんぽの加入者様向けのもので、健康保険組合の加入者様は内容が異なる場合があります。

協会けんぽの紙面(4,5ページ)についてのお問い合わせはこちら

全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階
TEL:052-856-1490(代表)

●受付時間 午前8:30~午後5:15(土日祝日・年末年始を除く)

手続きは郵送でお願いします



メールマガジンにご登録ください。

健康保険、健康づくりに関する最新情報をお届けします。

3ステップで簡単登録!

- 1 登録画面へアクセス
- 2 新規登録をクリック
- 3 アドレスなど入力、確認ボタンをクリック

協会けんぽ愛知 メールマガ





～日本の健康・世界の健康～

超加工食品

名古屋市立大学大学院看護学研究科 准教授 江 啓発

現代社会を生きる私たちは、忙しい生活を送っている。手軽さや便利さから、加工食品を日常的に消費している人もいます。では、「超加工食品(ultra-processed foods)」ということばを聞いたことがある人はいるだろうか。

食品は、栄養素、食事バランスなどによる分類が一般的であろう。これに対し、2009年、ブラジルのサンパウロ大学の研究者により、NOVA分類法という、食品を「加工の程度」によって分ける方法が新たに示された。novaとは、ポルトガル語で「新たな」を意味する。NOVA分類法は、次のように食品を4つのグループに分類する。

- ・第1グループ：未加工または最小限に加工された食品。植物、キノコ、海藻類の食用部分、卵、牛乳、未加工の肉などの動物由来で加工が単純な製品。
- ・第2グループ：家庭料理の材料となるような食品。第1グループの食品の調理時に使われる調味料など。例えば、油脂、酢、塩、砂糖、スパイスなど。
- ・第3グループ：加工食品。最も簡単な過程により作られた、缶詰や瓶詰め、魚、野菜、果物、豆類、塩、ナッツ、塩漬か燻製の肉、チーズ、包装されていない焼き立てのパンなど。
- ・第4グループ：超加工食品。多くの成分により、工業的に生産された食品である。砂糖、油、脂肪、塩、抗酸化剤、安定剤、保存料などの加工食品に使用される成分を含み、第1グループのような食品の天然性が失われていることが多い。ソーセージ、即席麺、スナック菓子、菓子パン、ソフトドリンクなど。超加工食品の主な原材料には、工業生産された高収量の作物（トウモロコシ、大豆、小麦、サトウキビ、テンサイなど）、集約的な生産による畜肉の挽肉、すり身が挙げられる。これらに加水分解や水素化などの加工過程を経て、賞味期限を延ばしたり、食感、風味、外観などの面で、化学添加物が加えられることもある。超加工食品は、特徴的な成分が多い。家庭で調理する際には、ほぼ使われることのない成分が含まれているかどうかで見分けることができる。

近年、第4グループの「超加工食品」は、欧米を中心とした研究において、健康への悪影響が示唆され、注目されている。以下、特に大きな話題になった研究をいくつか紹介する。

2016年、アメリカ全国の調査で、NOVA分類法により、超加工食品と肥満、糖尿病などの健康問題との関連が示された。2018年には、フランスの研究グループが世界的権威のある医学雑誌BMJに、「超加工食品とがんのリスク」というテーマで超加工食品と健康の関連性について追跡的研究を行い、超加工食品の摂取量が多い人はそうでない人と比べ、がんのリスクが12%上昇すると報告した。また、追加の内容を2019年、アメリカの一流医学雑誌JAMAにおいて、超加工食品の摂取が多い中年成人の死亡率は14%上昇したと発表した。一方、こうした結果には反論もなされた。国の公的機関であるイギリスの国民保健サービス(NHS)

は、超加工食品の摂取と調査対象者の生活スタイルは深く関連しており、また、超加工食品の定義が不明確であって、特定の食品に含まれている物質ではなく、様々な食品を製造過程によって分類しているため、原因とその影響を示すことはできないと批判した。

国内では、2018年、東京大学の研究チームが日本初の超加工食品に関する全国大規模調査を行った。18～80歳の日本人2232人を対象とし、質問票調査のデータから、女性は、年齢が高く、栄養に関する知識が多く、食の安全性を重視する人ほど、超加工食品の摂取量が少ないこと。男性は、調理技術が高い人ほど超加工商品の摂取量が多く、また、男女とも、満腹感を感じやすい人ほど、超加工商品の摂取量が多いことが分かった。

次に、世界各国の超加工食品の平均摂取量を見てみる。アメリカは、超加工食品が食生活の大部分を占め、総消費カロリーの58%に達している。カナダとオーストラリアでも超加工食品の割合は高く、それぞれ総消費カロリーの48%と42%を占めると言われる。イギリスはヨーロッパのなかで、超加工食品の消費量が非常に高く、全摂取カロリーの57%であると報告された。東アジア諸国については、日本3～4割、韓国26%、台湾と中国も3割程度と示された。

超加工食品の摂取は様々な健康リスクと関連しているとする研究が報告されている。その健康リスクと要因は次のようにまとめられる。①肥満：超加工食品のエネルギー密度が高く、栄養価が低い。超加工食品は食欲を押さえにくく、過剰摂取しやすい。②心血管疾患：飽和脂肪酸、トランス脂肪酸や高塩分を含むことが多く、高血圧、心臓病、脳卒中へのリスクの増加につながる。③2型糖尿病：高糖分の含有や低栄養価のため、血糖値の急上昇を引き起こし、インスリン抵抗性を悪化させるおそれがある。④がん：特に乳がんや大腸がんのリスクを増加させる。過剰な人工添加物や商品の包装から発がん性の物質が溶出するおそれがある。⑤うつ病や不安症状：栄養素の欠如や血糖値の変動が激しいことから、メンタルヘルスに影響するおそれがある。⑥その他、食物繊維の不足による腸内細菌叢の乱れ、微量栄養素の不足や栄養の偏りによる健康への悪影響が挙げられている。また、成長過程にある子どもは上記の健康リスク以外にも、幼少期の食習慣形成の崩壊により、成人期の健康に害すること、中高齢者は、超加工食品は認知症のリスクを高める。

超加工食品の健康に影響を与えるメカニズムについては、まだ研究段階であり、エビデンスは不十分だという指摘もあるが、健康リスク関連の要因は1つではなく、長期の蓄積とそれらの相乗効果も見えてきており、過剰摂取が健康への負担となることは間違いのないと思われる。カナダの心臓脳卒中財団は、個人による「超加工食品摂取量の減らし方」として、①自炊を心がけ、②友人や家族と食事を共にすることを推奨している。忙しさに追われ、つつい食事を「便利」な超加工食品に頼りがちだが、食事生活の一部であり、健康にとって重要であることを改めて意識したい。

「シニアライフセミナー」の開催について



愛知県社会保険協会では、定年退職後に豊かで健康的な生きがいのあるシニアライフを過ごしていただくため、**愛知県社会保険委員会連合会と共催**でセミナーを開催いたします。皆様のお申し込みをお待ちしております。

◎開催日時・会場 4日間とも 午後1時開始、午後4時30分終了予定（受付：午後0時45分から）

| 開催日 | 会場 | 所在地 | 定員(名) |
|-----------|--------------------------------|-----------------|-------|
| 10月16日(水) | 愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 大会議室 1002 | 名古屋市中村区名駅4-4-38 | 30 |
| 10月18日(金) | 豊橋商工会議所 406会議室 | 豊橋市花田町字石塚42-1 | 20 |
| 10月22日(火) | 愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 大会議室 902 | 名古屋市中村区名駅4-4-38 | 30 |
| 10月24日(木) | 愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 大会議室 1002 | 名古屋市中村区名駅4-4-38 | 30 |

◆セミナーのテーマ

- ・ライフプランと生きがい
- ・家庭経済プラン
- ・老齢年金制度について

◆参加費 無料

◆参加資格

2024年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の50歳以上の被保険者とその配偶者

◆申込期限

9月27日(金)
申込者多数の場合は、**抽選**とさせていただきます。

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

参加者募集

「ボウリング大会」開催のお知らせ



ボウリング大会を下記のとおり開催します。皆様のご参加をお待ちしております。

- と き 2024年11月2日(土)
受付時間 午前9時30分～9時50分
競技開始 午前10時
- と ころ 名古屋グランドボウル
名古屋市緑区忠治山201
- 参加料 無料
ただし、貸靴料(400円)は個人負担となります。
- 募集人員 60名(1事業所6名様まで)

- 参加資格 2024年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者(ただし、中学生以上の方に限らせていただきます。)
- 申込期限 10月11日(金)
※募集人員に達したときは、受付を締め切らせていただきます。(ホームページにその旨掲載いたします。)
- 競技方法 男女別個人戦を行い、3ゲームの合計得点により順位を決定します。

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

参加申込募集

「日帰りバスツアーハイキング」のご案内

名鉄観光バスドラゴンズパック「Let'sハイキング」コースのうち、下記のコース(出発地限定)について、旅行代金の一部補助を行います。

参加補助券を発行しますので、当日ご持参ください。

「秋の気配を感じながら! マキノ高原からメタセコイア並木を歩こう」コース **滋賀県**

- 出発日: 2024年10月26日(土)
- 集合場所: 名鉄バスセンター4階
- 集合時間: 午前8時30分(出発 午前8時50分)

◆ハイキングコースについて

難易度 初級者向き
距離 約5.2km 時間 約1時間10分

◆旅行代金 お1名様(2才以上) 7,980円

- ◆補助金額 1名様につき1,000円
- ◆募集定員 100名(1事業所4名様まで)
- ◆参加資格

2024年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者

◆申込期限 10月11日(金)

*募集定員に達したときは、受付を締め切らせていただきます。(ホームページにその旨掲載いたします。)

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

受講者
募集!

「年金制度等事務講習会」開催のお知らせ

愛知県社会保険協会では、下記の講習内容で事務講習会を開催いたします。
受講をご希望の皆様のお申し込みをお待ちしております。

◎開催日時・会場 4日間とも 午後2時開始、午後4時30分終了予定（受付：午後1時30分から）

| 開催日 | 会場 | 所在地 | 定員(名) |
|-----------|--------------------------------|-----------------|-------|
| 11月5日(火) | 愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 中会議室 1101 | 名古屋市中村区名駅4-4-38 | 60 |
| 11月8日(金) | 栄ガスビル 5階 キングルーム | 名古屋市中区栄3-15-33 | 70 |
| 11月11日(月) | 愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 中会議室 1101 | 名古屋市中村区名駅4-4-38 | 60 |
| 11月14日(木) | 愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 中会議室 1101 | 名古屋市中村区名駅4-4-38 | 60 |

◆講習内容

- 年金のしくみについて
- 年金の受給要件と支給開始年齢、年金額について
- ねんきんネット、ねんきん定期便について
- 在職中の雇用保険の給付と年金の支給調整について
- 退職後の雇用保険の給付と年金の支給調整について
- 退職後の健康保険について
- 最近の年金関連の動向

◆講師 社会保険労務士

◆受講料 無料

◆申込資格 2024年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の方
お申し込みは1事業所1名様とします。
(ただし、被保険者200名以上の事業所は2名様までとします。)

◆申込期限 10月9日(水)

申込者多数の場合は、抽選とさせていただきます。

※申込方法（申込書様式）等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

第40回 社会保険 健歩大会 (ウォーキング)開催のお知らせ

愛知県社会保険協会では、下記のとおり「社会保険健歩大会」を開催いたします。
職場の皆さんやご家族お誘い合わせのうえ、是非ご参加ください。

事前申込不要
健康保険証の提示で
参加賞Get



開催日 2024年10月12日(土) 「名鉄のハイキング(電車沿線コース)」と同時開催

コース 常滑焼の振興と伝承・焼き物文化の創造を発信する「とこなめ陶の森」コース

名鉄空港線 リンくう常滑駅(スタート)…INAXライブミュージアム、とこなめ陶の森(資料館・陶芸研究所)、
やきもの散歩道(登窯・土管坂・廻船問屋瀧田家)、常滑市陶磁器会館、常滑市観光プラザ…名鉄常滑線・空港線 常滑駅(ゴール)

約9.0km
約2時間20分

受 付

場所：名鉄空港線「りんくう常滑駅」前

時間：午前8時30分から午前11時まで（受付後は、随時出発）

受付：当日、社会保険協会の受付に①の参加票を提出、または②の健康保険証を提示してください。

①下記の「社会保険健歩大会参加票」(コピー可)に、家族やグループごとに記入し受付に提出してください。

②健康保険証（協会けんぽ・健康保険組合の方に限る）を受付で提示してください。

●先着500名の方に参加賞をお渡しいたします。

その他の事項

①ハイキング中の負傷等については、責任を負いかねます。

②天候その他の状況により「名鉄のハイキング」が中止となった場合は、社会保険健歩大会も中止とします。

—コピーをして回覧してください。または、社内に掲示して社員の皆様にお知らせください。—

切り取り線

第40回 社会保険健歩大会参加票 (参加賞引換券)

| | |
|-------------|----------------|
| 事業所名 | |
| 事業所所在地 | |
| 参加者(代表者)の氏名 | グループの場合は代表者の氏名 |
| | 参加人数 名 |

「社会保険健歩大会参加票」は、家族やグループごとに記入し、当日「社会保険協会」の受付に提出してください。先着500名の方に参加賞をお渡しいたします。
「参加票」は、参加人員等のデータを集約した後速やかに廃棄し、他には使用いたしません。

社会保険 あいち No.565

— 令和6年9月発行 —

記事提供：日本年金機構大曾根地域代表年金事務所
全国健康保険協会愛知支部

発行：一般財団法人愛知県社会保険協会

〒456-0022

名古屋市熱田区横田1丁目11番6号 フジ神宮ビル8階

☎ 052-678-7330 URL <https://www.shaho-aichi.jp>